平成２５年（フ）第７０８号
神戸市須磨区横尾８丁目１番地の１　53号棟502号
債務者　山本　道昭
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２８６号
大阪府枚方市出口３丁目33番２号
債務者　張宅勲こと　長田　祐明
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３０６号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番27号
債務者　筒井工業こと　筒井　　卓
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　貴則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３２８号
大阪市旭区中宮１―３―10　キンキハイツ301号、住民票上の住所大阪市旭区赤川４丁目３番９号
債務者　早瀬　卓美
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八十　祐治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３５７号
大阪市淀川区西宮原１丁目３番22―110号
債務者　大澤　勝哉
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉森　智広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３９９号
大阪府豊能郡能勢町宿野432番地の15
債務者　桜井　正博
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有吉　雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６７号
神戸市西区今寺６番地の４　サングリーン今井306号
債務者　片山　一郎
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２８２号
北海道北斗市富川２丁目３番２―106号
債務者　川村　義美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９０号
函館市桔梗３丁目18番15号
債務者　川村　雅子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９５号
函館市湯川町３丁目32番８号　カーサヴェルデ２Ｅ号
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３０７号
函館市赤川１丁目10番７―215号
債務者　舩越　光典
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２０４号
千葉県八街市八街ほ252番地３　シャルマンコート102
債務者　癸生川好男
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２０６号
千葉県白井市富塚527番地の12
債務者　天野　　茂
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２１０号
千葉県八街市八街ほ211番地24
債務者　宮川　美之
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２１６号
千葉県八街市八街ほ1032番地
債務者　森尻　　昇
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２１号
千葉県四街道市大日178番地３　フォンテーヌＡ棟203号
債務者　西田　由羽（旧姓庭野）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２２号
千葉県印西市原２丁目１番地Ａ棟210号
債務者　月井まゆみ（旧姓永島）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２５号
千葉県佐倉市江原台１丁目16番地15　サーティハイツ202号
債務者　小嶋　美輝
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部